経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

資料５－１

海外IT人材の活用について

平成27年3月
情報処理振興課

高度外国人材の受け入れ促進について

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

■ 日本再興戦略において、「優秀な人材を我が国に呼び込み、定着させる」ため、高度外国人材の受け入れ要件が緩和されるとともに、高度外国人材受入環境の整備等が求められているところ。

◎「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月）抜粋

２－２. 女性の活用推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人の活用

ⅲ）外国人材の活用 （高度外国人材の活用）

①高度外国人材受入環境の整備

人材の獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な人材を我が国に呼び込み、定着させることが重要である。

このため、外国人の日本に対する理解の醸成や、留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援、JETプログラム終了者の国内での活躍促進、外国人研究者の受入れ拡大、企業のグローバル化の推進などの施策や、高度外国人材の受入れから就労環境及び生活環境の改善に係る課題の洗い出しや解決策について、年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する。 ～（略）～

とりわけ、高度外国人材の「卵」たる留学生の国内企業（特に中小企業）への就職拡大のため、関係省庁の連携の下、情報の共有等を進めマッチング機能を充実させるとともに、先進的な企業の情報発信等を行う機会を設ける。また、外国人研究者の受入れ拡大を図るため、優秀な若手研究者の海外との間の戦略的な派遣・招へいや、国内外に研究拠点を構築すること等により国際的なネットワークを強化する。

情報通信業に就労する外国人について

■ 統計上把握可能な外国人IT人材として、情報通信業に就労している外国人は平成26年10月末現在、約3．2万人（31，581人）存在。24年にやや減少したものの、近年増加傾向。平成20年（18，030人）と比較すると57％増（1．4万人増）。

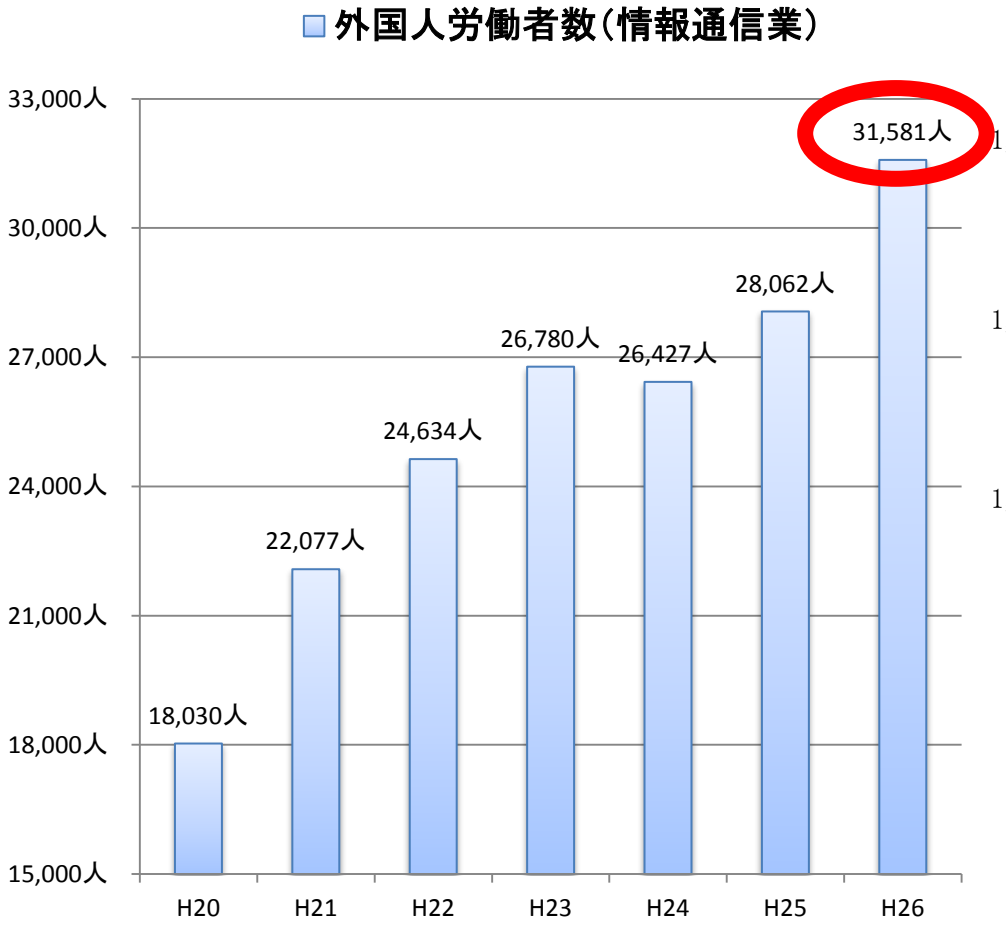

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

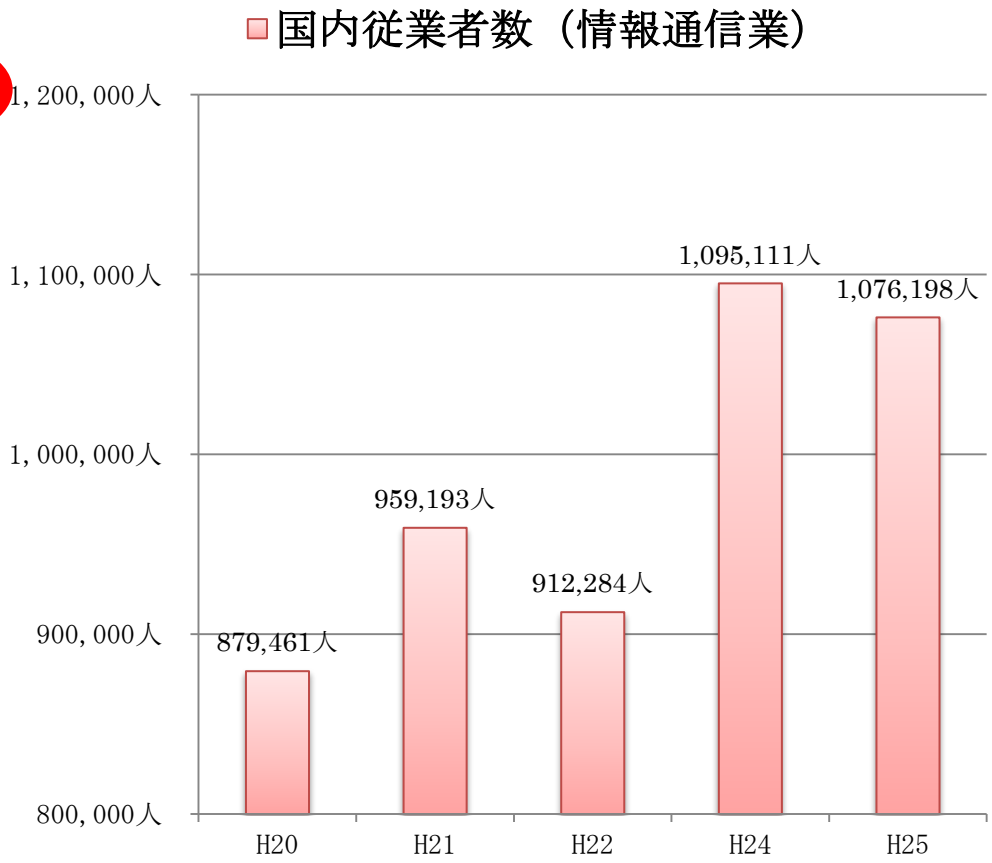

出典：「特定サービス産業実態調査」（平成20、21、22、25年）、経済センサス（平成24年）
（ソフトウェア業＋情報処理・提供サービス業＋インターネット附随サービス業）

外国企業の動向について

■ 外国企業が日本市場を意識したエンジニアの育成を自ら実施するといった動きが出てきている。

＜ベトナム＞

○ 日経産業新聞の記事によれば、ベトナムのITサービス最大手「FPTソフトウェア」は**2018年までに1万人のブリッジSEを新たに育成する**計画を持っている。（現在7百人程度）。**ブリッジSE1人がベトナムで15人程度の技術者を管理出来る**ので、計画通りに育成出来れば、**2018年には日本から15万人分の仕事を受ける事が可能**とのこと。

○ 同社は、IT人材を育成するための専門大学「FPT大学」を運営し、日本の基本技術者試験相当のITPEC試験合格と日本語の履修を進級条件に設定するなど、日本のIT市場を意識した人材育成を行っている。

＜インド＞

○ インドITサービスベンダー大手のTata Consultancy Servicesと三菱商事の間で、それぞれの子会社を統合し、ITサービスに関する新会社を設立。

ベトナム1万人 日本へ

ベトナムの1万人が日本で日本語とシステム開発を学ぶ

IT大手FPT、橋渡し役育成

受注競争 中国勢に挑む

日経産業新聞 2014.11.13

日本企業における外国人IT人材の活用について

■ 日本においても、優秀な外国人材の受入れを進める企業が出てきている。

ERPパッケージソフトメーカー（株）ワークスアプリケーションズはインド工科大学の学生をインターン生として受入れるなどグローバルでの採用活動を進めている。

News Release

WORKS APPLICATIONS

2013 年 5 月 21 日
株式会社ワークスアプリケーションズ

インドトップエンジニア学生、本社で最先端技術研究に従事
～世界の優秀な学生を採用するため、新たなインターンシップを開催～

株式会社ワークスアプリケーションズ（以下、ワークス）では、テクノロジ No. 1 を目指し、世界中から優秀なエンジニア学生の採用に力を注いでおります。
その活動の一貫として、この度インド学生を対象とした新たなプログラムでのインターンシップを本日より開催いたしますので、ご報告いたします。

● 本社にて、インドトップ校の学生をインターン生として受け入れ
この度のインターンシップに参加が決定している学生は、インド工科大学（IIT）系を中心とした情報工学系で世界的に有名なインドトップ校の学生です。インターン生は、本日 5 月 21 日から 7 月 10 日までの期間、当社の日本および上海の最先端技術開発部門にて勤務を行ないます。
インドトップ校の情報工学系人材は世界的な評価も高く、インド国内のみならず欧米アジアの企業からの採用募集が絶えません。こうした中、グローバルでのキャリアを考える優秀な学生が 661 名、ワークスのセミナーに参加しました。インド学生にとって海外、特に日本や中国でのインターンシップの機会は少ないため、この度の受け入れは、学生のみならず各大学からも非常に高い評価をいただいております。

出典：株式会社ワークスアプリケーションズ　ニュースリリース（2013年5月21日付け）より

日本に入国するIT人材の在留資格類型

■ 在留資格毎の海外IT人材の入国に係る課題は以下のとおり。

海外IT人材	在留資格			
本国でITを専攻して大学を卒業した者又はITエンジニア等	「技術」	入国者数 約5,000人／年	日本IT企業	＜課題＞ ➢ 日本企業は外国人に日本語でのコミュニケーションを求めているため、海外IT人材の入国は進んでいない。
本国でITを専攻している大学（卒業）生で日本語を習得し、その後日本企業への就職を目指す者	「留学」	入国者数 約70,000人／年	日本語学校 → 日本IT企業 （在留資格を「留学」から「技術」に変更）	＜課題＞ ➢ 多くの留学生を送りたい海外IT大学は日本とのパイプがなく、受け入れてくれる日本語学校を見つけることに手間がかかる。 ⇒ 留学・採用ルートの確保
本国で文系学部を卒業して、日本のIT企業に就職する者	「人文知識・国際業務」	入国者数 約5,000人／年	日本IT企業	＜課題＞ ➢ 海外の大学は一見すると文系学部卒のように見えても、ITを専攻している場合があり、その場合、入管での審査に時間がかかるケースがある。 ⇒ 「資格」に該当する範囲の明確化

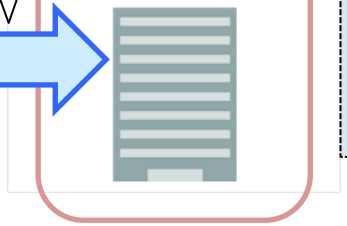

（参考）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の概要

平成26年6月11日改正法成立、6月18日公布

概　要

平成25年6月に策定された日本再興戦略（同月14日，閣議決定）に盛り込まれた施策（下記①）及び観光立国実現に向けたアクション・プログラム（同月11日，観光立国推進閣僚会議）に盛り込まれた施策（下記②及び③）を実現し，日本経済の活性化のために資する外国人の受入れを促進すること等を目的とした在留資格の整備を行うほか，上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じる。

主な改正項目

在留資格の整備関係

①高度外国人材の受入れの促進

高度外国人材のための新たな在留資格**「高度専門職第1号」**を創設し，現在，「特定活動」の在留資格を付与して各種の出入国管理上の優遇措置を実施している高度外国人材と同様の優遇措置を実施するとともに，「高度専門職第1号」をもって一定期間在留した者を対象とする**「高度専門職第2号」**の在留資格を創設し，同在留資格について在留期間を無期限とするとともに活動の制限を大幅に緩和すること等を内容とする制度を導入

【別表第1の2「高度専門職」関係，平成27年4月1日施行】

在留資格「投資・経営」に係る改正

企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れを促進するため，現在，外資系企業における経営・管理活動に限られている「投資・経営」に，日系企業における経営・管理活動を追加し、名称を「経営・管理」に改正

【別表第1の2「経営・管理」関係，平成27年4月1日施行】

在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため，業務に要する知識等の区分（文系・理系）に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し，包括的な在留資格を創設

【別表第1の2「技術・人文知識・国際業務」関係，平成27年4月1日施行】

在留資格「留学」に係る改正

学校教育の場における国際交流促進のニーズを踏まえ，「留学」に小中学校において教育を受ける活動を追加　【別表第1の4「留学」関係，平成27年4月1日施行】

上陸審査の円滑化関係

②クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化

法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として，簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度（**船舶観光上陸許可制度**）等を創設

【第14条の2関係，平成27年1月1日施行】

③「信頼できる渡航者」に係る出入国手続の円滑化

自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を拡大し，出入国管理上のリスクが低く，また，頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」とあらかじめ認められた外国人について，上陸許可の証印を省略できるようにするとともに，同証印に代わる上陸許可の証明手段（**特定登録者カード**）を創設

【第9条の2関係，公布の日から起算して2年6月を超えない範囲で政令で定める日から施行】

その他の改正項目

PNRの取得を可能とするための改正

観光立国実現に向けた各種施策の実施に伴い大幅な増加が見込まれる外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため，航空会社に対し，PNR（Passenger Name Record：航空券の予約に係る航空会社が作成する乗客予約記録）の報告を求めることができる規定を創設

【第57条関係，平成27年1月1日施行】

入管職員の調査権限に係る規定の整備

- 再入国許可・同許可の取消しに係る調査権限を付与する規定を創設
- 退去強制令書の執行に関して公務所又は公私の団体に照会する権限を付与する規定を創設

【第52条及び第59条の2関係，公布日から施行】

海外からのIT人材の留学及び採用ルートの充実 （検討中）

- 日本語習得を目的として、我が国に入国するアジアIT人材が今後増加することが見込まれることから、アジアIT大学と日本語学校を橋渡しする機能を充実させることが必要ではないか。
- 当該ルートで入国した外国人のIT企業への就職ルートを太くすることが重要ではないか。

海外からのIT人材の留学及び採用ルート充実のイメージ図

＜アジアIT大学＞

IT専攻の学（卒業）生

想定される国
- ・ベトナム
- ・インド　・・・等

留学

（橋渡しのイメージ）

- 相手国政府と協議し、相手国内のIT関連大学を複数選定。
- 日本側関係団体と選定されたIT大学及び日本語学校関連団体との連携組織を組成。
- IT大学からの留学生を日本語学校関連団体から推薦のあった適切な日本語学校に紹介。

＜日本語学校＞

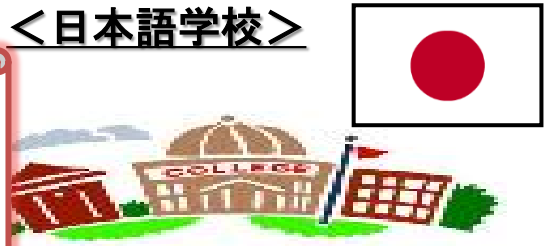

就職

＜日本IT企業＞

（就職ルート拡大のイメージ）

- 日本側関係団体が国内IT企業からIT人材のニーズを収集。当該採用情報等を来日した日本語学校の留学生に提供。
- 関係団体がマッチングイベント等を実施し、留学生と企業の橋渡しを推進。

（参考）外国人材等の活用状況について

留学生の日本企業への就職状況

■ 留学生の変更許可後の在留資格を見ると、「人文知識・国際業務」68．4%（7,962人）、「技術」20．8%（2,428人）で全体の約9割を占める。
■ 職務内容別に見ると、「翻訳・通訳」23．8%（2,773人）、「販売・営業」23．6%（2,743人）、次いで「情報処理」8．1%（949人）となっている。

変更許可後の在留資格構成（平成25年）

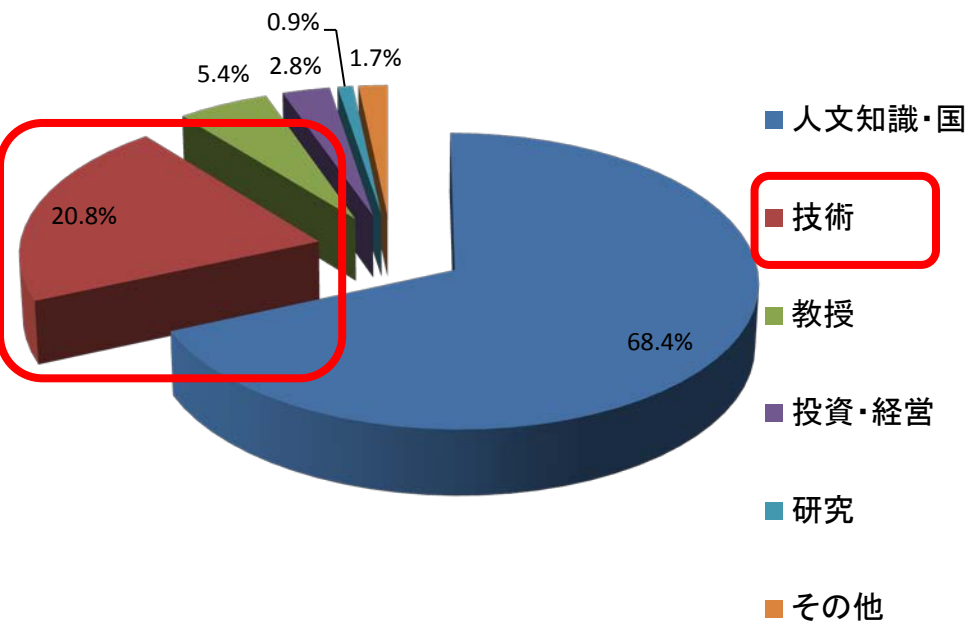

職務内容別（平成25年）

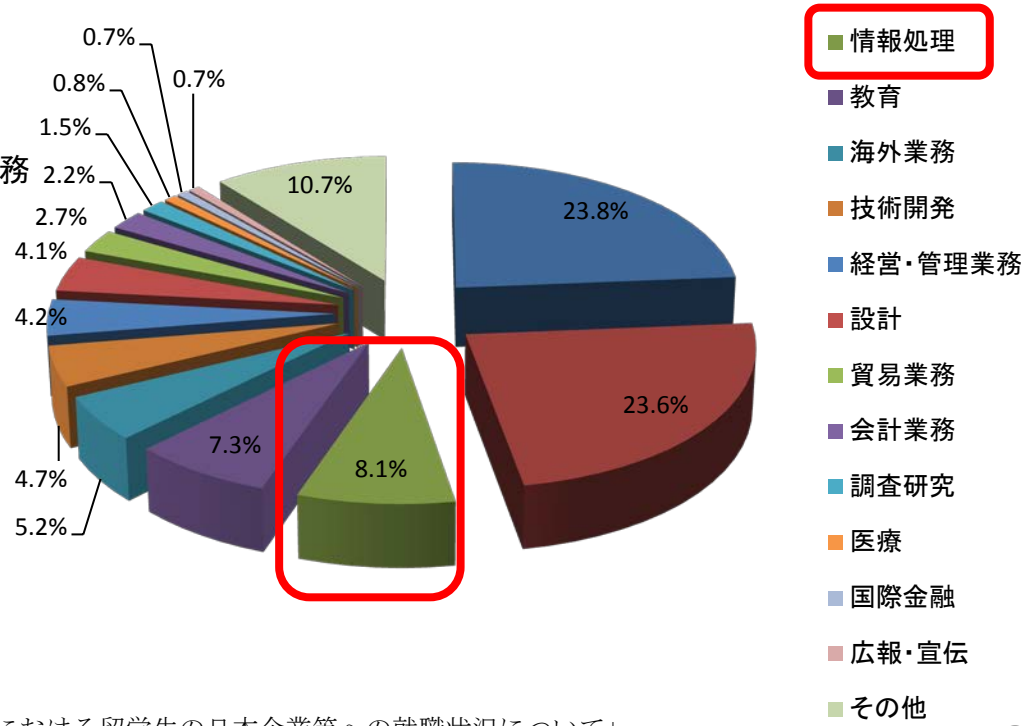

出典：法務省入国管理局「平成25年における留学生の日本企業等への就職状況について」

外国人の新規入国について

■「技術」の在留資格を有する「新規入国」外国人は、23年以降は増加傾向。さらに、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する「新規入国」外国人についても、23年以降は増加傾向。

■ 5か年間の新規入国者「技術」（20，996人）のうち4割（8，398人）、「人文国際」（23，285人）のうち1割（2，328人）が情報通信業と仮定すると、10，726人の増加となり、平成25年10月末と平成20年10月末の情報通信業の外国人の増加数（10，032人）をやや上回る人数となる。

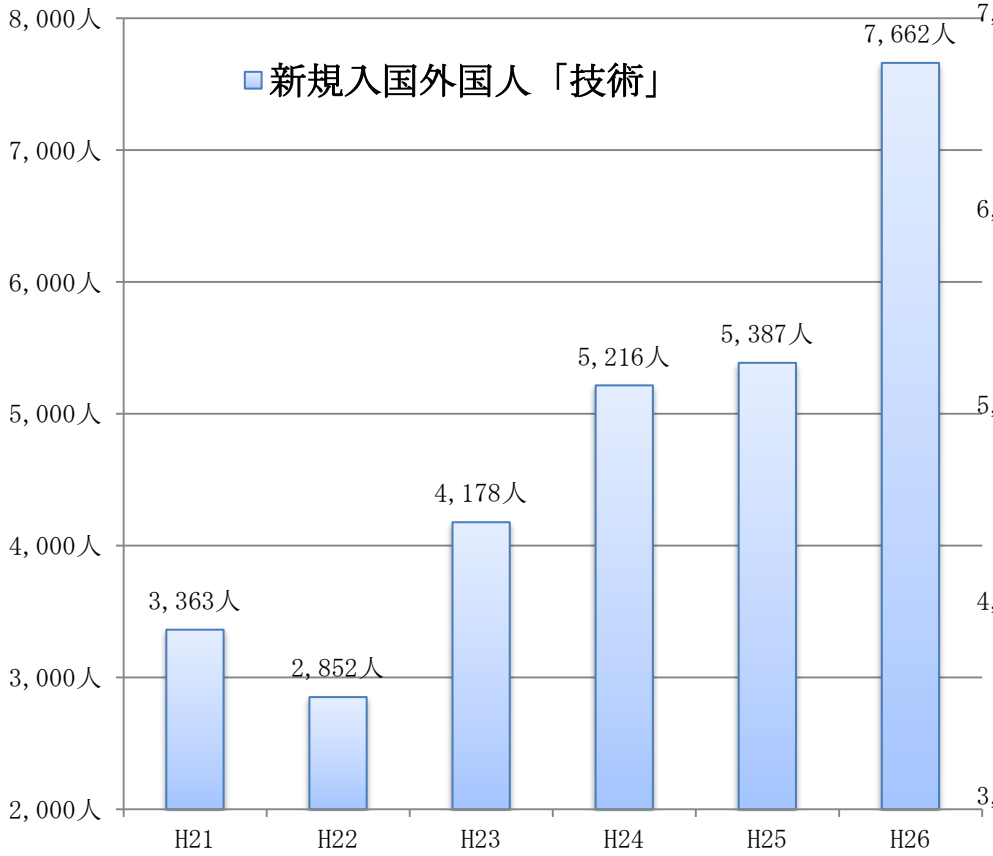

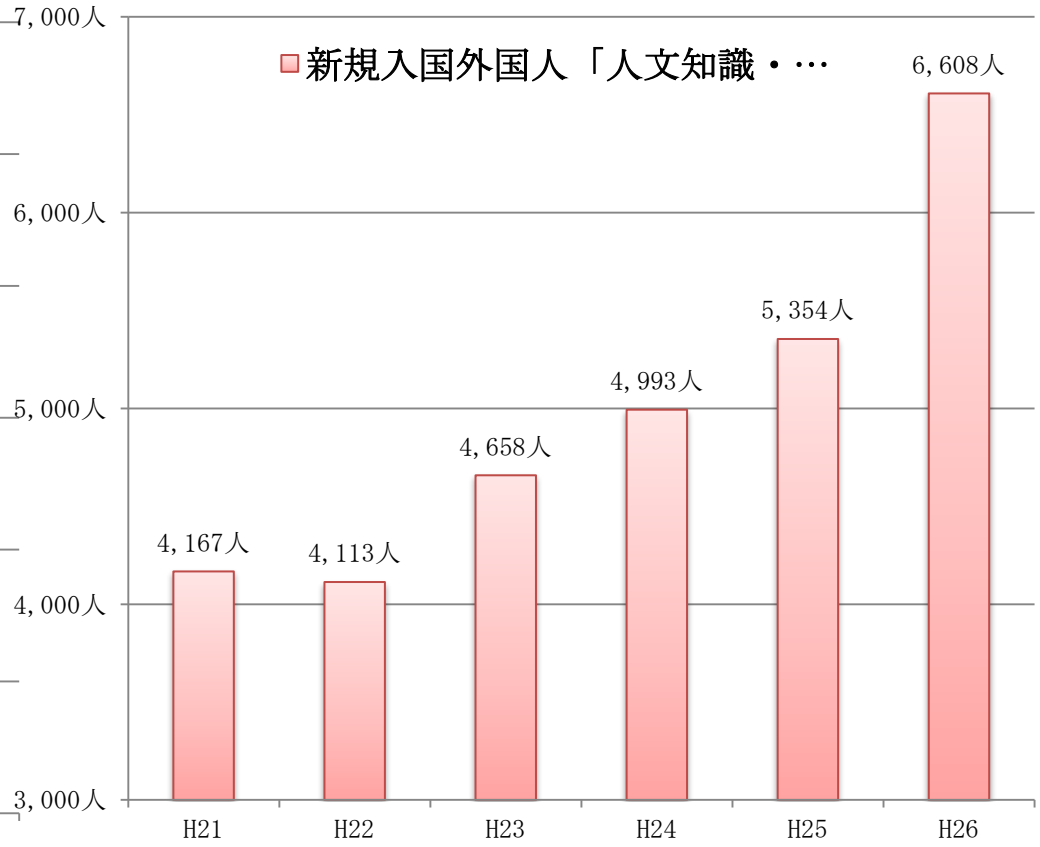

出典：法務省入国管理局　公表資料

情報通信業に就労する外国人について

■ 統計上利用可能な情報通信業の外国人を在留資格別にみてみると、平成23年10月末現在の情報通信業の26，780人の在留資格別人数は、「技術」14，756人（55．1%）、人文知識・国際業務4，234人（15．8%）、永住者2，663人（9．9%）、「技術」「人文知識」以外の専門的・技術的分野の在留資格1，878人（7．0%）、日本人の配偶者1，399人（5．2%）、留学730人（2．7%）の順となっている。

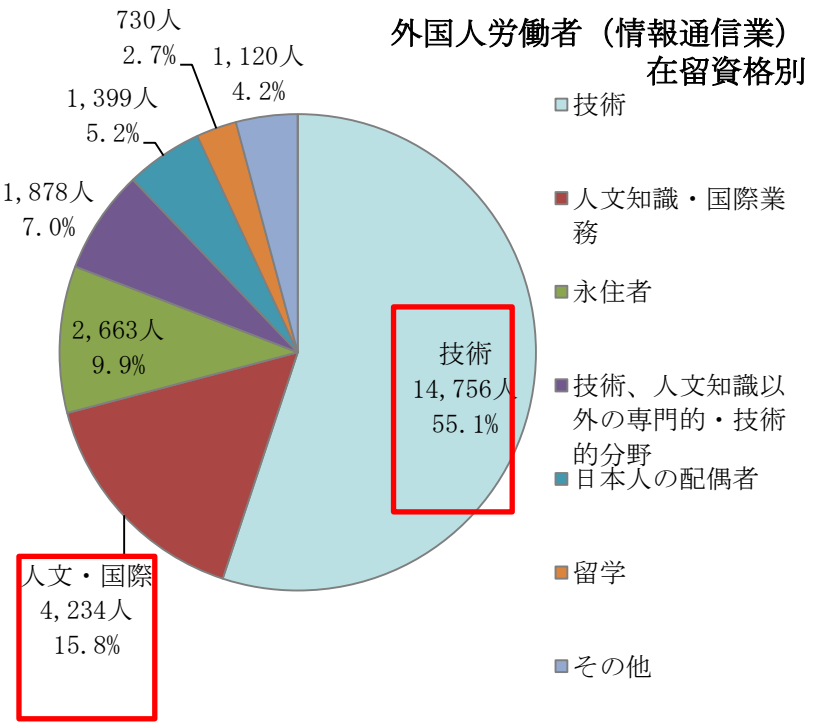

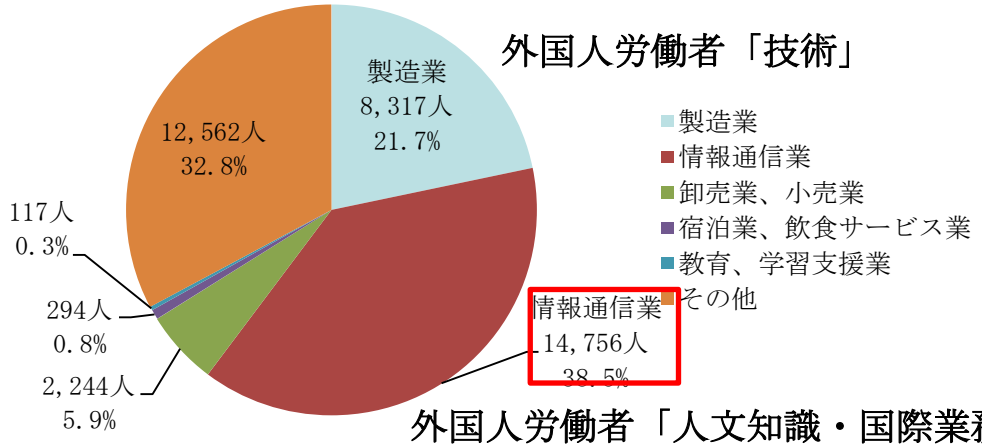

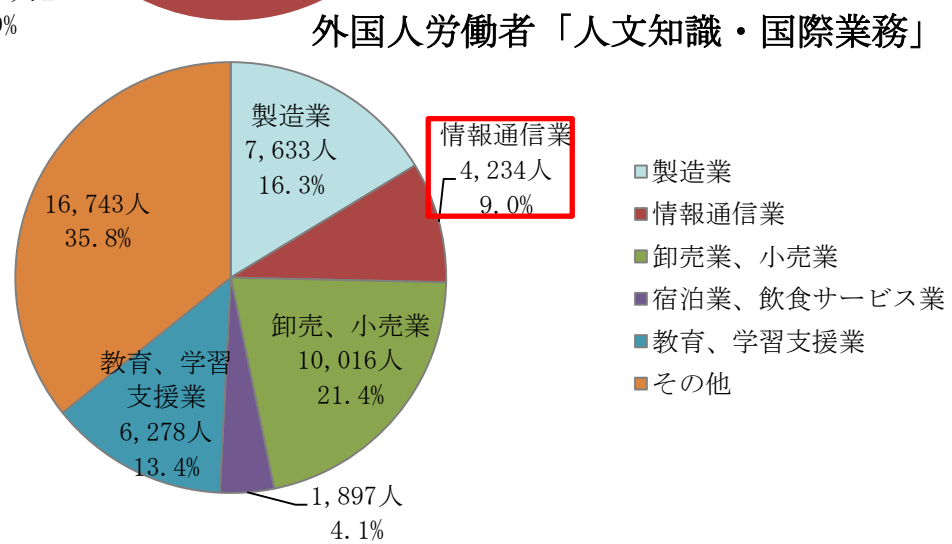

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

情報通信業に就労する外国人について

■ 都道府県別にみると、**東京22，232人（79.2%）**、神奈川1，910人（6．8%）、大阪822人（2．9%）、愛知686人（2．4%）、埼玉368人（1．3%）の順となっており、**約9割が東京近郊で働いている。**

■ 情報通信業に属する外国人労働者を国籍別にみると、**中国15，039人（53．6%）**、韓国4，602人（16．4%）、アメリカ1，215人（4．3%）、ベトナム773人（2．8%）、フィリピン679人（2．4%）の順。

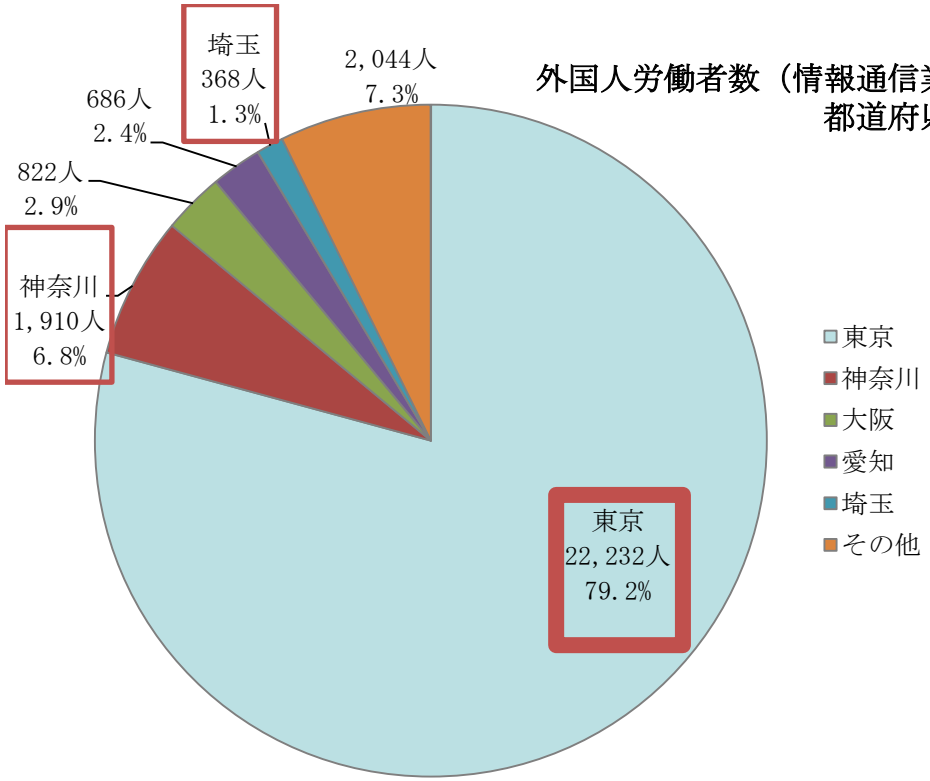

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

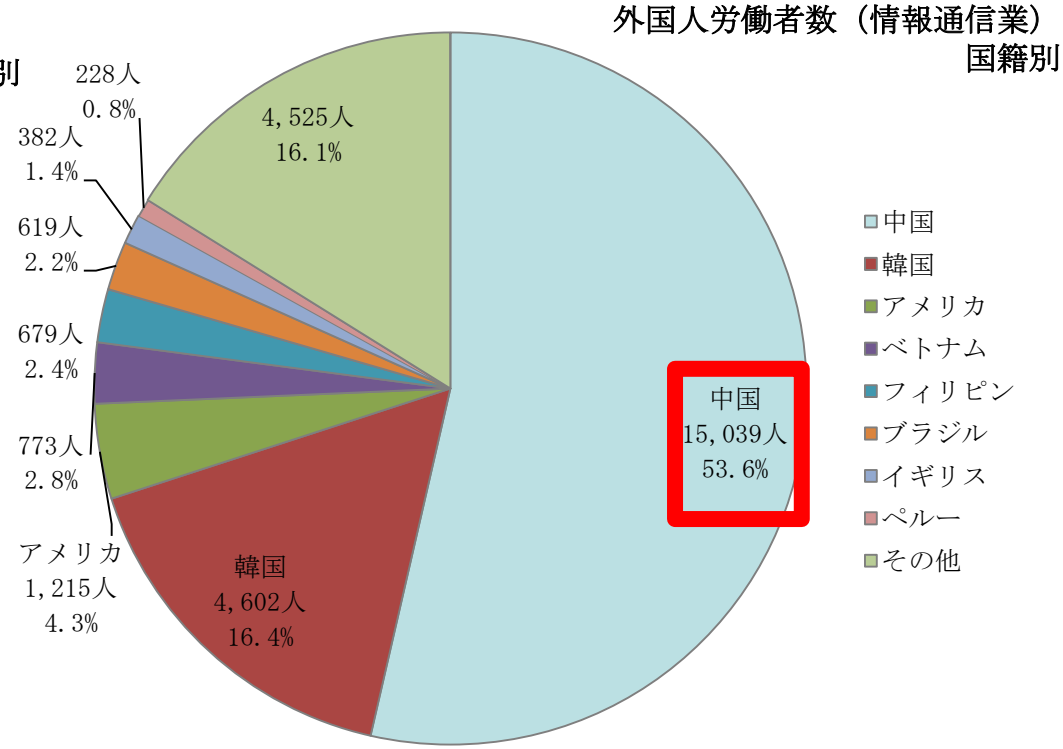

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ